

第 1 部 「通潤用水と白糸台地の棚田景観」
文化的景観保存調査報告

はじめに

第1節 文化的景観保存計画と景観計画の基本的な考え方

1. 計画策定にあたって

九州島の中央部、阿蘇南外輪山のほぼ全域を占める熊本県上益城郡山都町は、自然、文化、歴史が織り成してきた豊かな景観が数多く存在する。なかでも矢部地区白糸台地一帯に広がる棚田景観は、国指定重要文化財（昭和35年指定）である「通潤橋」と同じく整備された通潤用水によって形成されたもので、用水路が整備されて以来連綿と受け継がれてきた文化的景観である。

町内に「安政申談頭書」という一点の文書史料が存在する。これは国指定重要文化財（昭和35年指定）である「通潤橋」が完成して間もない頃、その恩恵を受ける村々の庄屋が通潤橋で一同に会し、通潤用水の管理について様々なことを話し合った議事を記録した会議録である。この話し合いの場で取り決められてきたことは、現代まで継続されている用水管理の原点であり、景観だけでなく地域のなりわいそのものを紐解くルーツとなる。当時「吹上所」と呼ばれた通潤橋に、庄屋たちがどのような思いを持ってその場所に会したのかは、白糸地域の各公民館に掲げられている通潤用水建設の起工者として知られる布田保之助の肖像画が掲げられている事実が、それを如実に物語っている。

経済優先の社会情勢のなかで、山都町のような第1次産業を基幹産業とする中山間地は、後継者不足による高齢化などの様々な問題に直面している。また、情報化社会によって地域性そのものが均一化してゆく傾向にあり、郷土に対する愛着心をも希薄化させる要因となっている。文化財のひとつの役割として、郷土に対する愛着を育む点が語られていることが多い。しかし一般に認識されている文化財のスタイルは、一つの形を成した動産あるいは範囲が限定された史跡などの不動産が大部分を占め、点としての視点でしか認識できないため、地域で忘れられているものも少なくない。文化的景観は、地域の生業そのものを体現したものであって、誰もが認識できる面的な性質をもち、郷土を改めて認識させる最も効果の期待できる文化財といえる。郷土に対する愛着は人間の精神的支柱であり、モノとカネでは決して購うことはできない。白糸台地の住民の布田保之助に対する思いは、通潤橋に集った庄屋達の思いに直結し、かつ大切に守られてきた棚田景観に表わされ、同時に「ふるさとを守ろう!!」という気持ちにもつながっている。

山都町は、平成20年3月1日に景観法に基づく景観行政団体となり、独自の景観行政を今後展開してゆくこととなる。都市計画を有しない山都町が、類例の少ない中で景観行政団体に移行することに決したのは、平成19年度の国庫補助を受けて実施した白糸台地の棚田景観を対象とした文化的景観保護推進事業を契機として、町内各所に存する豊かな自然が織り成す景観や農村景観、日向往還の宿場町であった浜町、馬見原の町並みを郷土の誇りあるいは地域資産として認識したことが最大の理由である。

近い将来、九州横断道の開通による都市部との交流人口の増加が予測され、第一次産業が基幹産業である本町にとって、景観は独自の地域資産としても重要である。このことから、白糸地区を対象とした文化的景観保護推進事業を先行して実施しつつ、町として景観行政全般の制度上の枠組みを構築し、今後の景観関連施策、事業の本格的展開につなげていく方針である。

2. 文化的景観事業の経過

平成18年

- 11月16・17日 文化庁調査官現地視察
- 11月27日 第1回 文化庁・県文化課・町 三者協議
- 12月14日 第1回 庁内調整会議

平成19年

- 1月12日 第2回 文化庁・県文化課・町 三者協議
- 3月9日 第2回 庁内調整会議
- 3月12日 第3回 文化庁・県文化課・町 三者協議

5月28日 第3回 庁内調整会議
 6月 7日 第4回 文化庁・県文化課・町 三者協議
 6月12日 第4回 庁内調整会議
 7月 2日 第5回 庁内調整会議
 7月11日 地元協議（土地改良区、自治振興区）
 7月19日 地元協議（区長、自治振興区、土地改良区）
 9月 3日 第5回 文化庁・県文化課・町 三者協議
 9月22日 政策研究大学院大学篠原修教授 現地視察
 10月9日 地元協議（区長、自治振興区、土地改良区）
 10月11日 第1回保全活用委員会
 10月17日 地元協議（小原地区）
 10月19日 地元協議（新藤、小ヶ蔵地区）
 10月20日 地元協議（大飼地区）
 10月22日 地元協議（田吉、米内蔵地区）
 10月23日 地元協議（長野地区）
 10月24日 地元協議（白石、相藤寺地区）
 10月27日 地元協議（牧野地区）
 11月13日 地元協議（津留地区）
 12月4日 地元協議（桐原地区）
 12月7日 第6回 庁内調整会議
 12月8日 地元協議（区長、自治振興区、土地改良区）
 12月9日 地元協議（譲原地区）
 12月10日 第7回 庁内調整会議

12月11日 第5回 文化庁・県文化課・町 三者協議
 12月26日 地元協議（新藤、小ヶ蔵地区）

平成20年

1月8日 第2回保全活用委員会
 1月15日 第6回 文化庁・県文化課・町 三者協議
 1月18日 地元協議（譲原地区）
 1月21日 地元協議（小原地区）、第8回庁内調整会議
 1月25日 地元協議（桐原地区）
 1月29日 景観行政団体に係る県知事の同意
 2月19日 第9回庁内調整会議
 2月24日 第1回景観セミナー
 2月25日 地元協議（牧野地区）
 2月26日 地元協議（大飼地区）
 2月28日 地元協議（長野地区）
 2月29日 地元協議（津留地区）
 3月1日 山都町が景観行政団体となる。
 3月3日 第10回庁内調整会議
 3月6日 住民説明会（於 米内蔵公民館）
 3月7日 住民説明会（於 白石公民館）
 3月8日 集落調査（白石、相藤寺地区）
 3月12日 山都町景観づくり条例議決
 4月1日 山都町景観づくり条例施行
 山都町景観計画《基幹計画》の告示

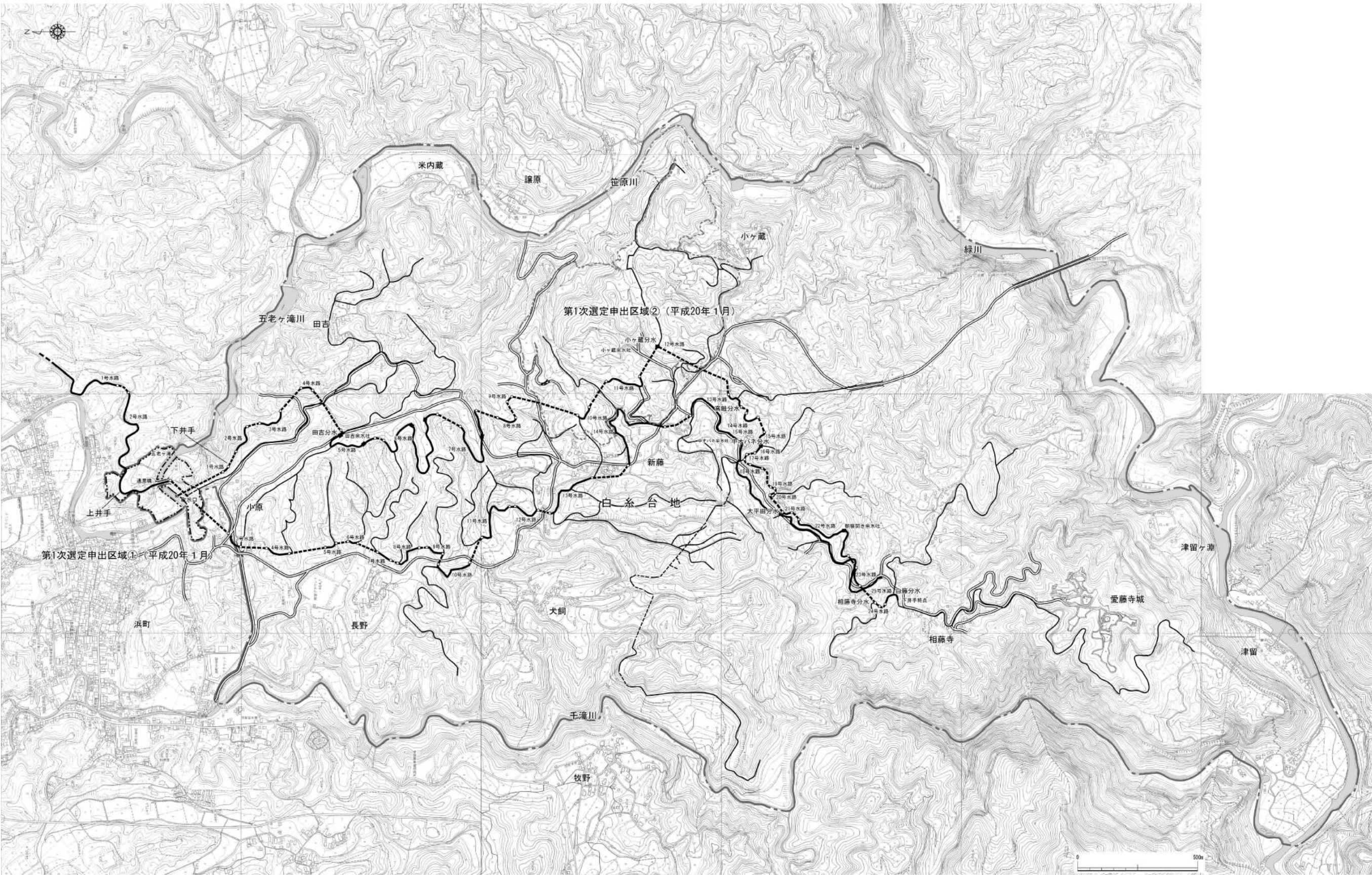
3. 景観計画の構成

山都町には、自然、歴史といった様々な特性をもつ景観があり、白糸地区の文化的景観だけでなく総合的な景観行政を確立していく必要がある。このため山都町全域を景観法に基づく景観計画区域とし、景観づくりを進めるうえで特に重要な区域を景観形成地域とする。町のシンボリックな存在である通潤橋と密接に関連する白糸台地の文化的景観は早急に保全する必要との認識から、白糸台地全域と通潤橋周辺をこの景観形成地域とした。景観関連施策の本格的導入と拡充を円滑に進める工夫として、景観計画を《基幹計画》と《付加計画》とに階層性をもたせて構成することとし、《付加計画》においては対象区域を限定する。《基幹計画》は、山都町の全域に適用される共通事項を定めるもので、景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に基づいて策定する景観計画であり最上位に位置する。《付加計画》は適用する区域を限定し、専門的または分野別に具体的な目標や方針を定めた計画であり、《基幹計画》を補足するものである。当該文化的景観保存計画は文化財の視点から策定されるもので、《付加計画》に位置付けられる。

4. 景観計画の定期的点検

景観保全の取り組みを進めるにあたり、景観計画の定期的な見直しを行うことを方針に位置付けている。その際はその時点で制度、体制が整った項目を随時景観計画に追加し、計画の発展的な更新を目指す。この工夫は、景観保全の取り組みを確実に進歩させるためのひとつの方法であり、地元、町、事業者、専門家、

図 (Fig) 0-1
熊本県上益城郡山都町景観計画区域



各種団体などが十分に協議し、景観保全について意識を醸成する手段でもある。

5. ゆるやかな行為規制

景観計画《基幹計画》で挙げる行為規制として、棚田、里山景観の保全を重視し、「土地の形質変更」、「木竹の伐採または植栽」、「屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積」「自動販売装置の新設」を届出対象行為として山都町景観づくり条例に位置づける（平成20年4月1日施行）。また現時点で山都町域の景観行政を担っている熊本県がこれまで実施してきた大規模開発行為や主要国道沿線の特定施設届出地区内における行為の届出等を山都町が引き継いで実施する予定である。この点について、町内において「景観形成地域」と「特定施設届出地区」を設定し、一定以上の建築物、工作物を建設する場合や開発行為を実施する際、その行為者は町に対する届出が必要となる。白糸台地と通潤橋周辺地域は景観形成地域に指定され、先述の4点の行為のほか土地の形質変更を除く大規模行為についても届出の対象となる。

6. 価値付けによる先導と醸成

景観保全のため、町で新たな行為規制を定めることとなるが、それを強化することよりも、文化的景観保護推進事業を通じて、白糸台地の文化的景観としての価値と地域資産としての可能性を内外に周知することで、意識啓発と社会的環境の醸成を図る。

7. 文化的景観保存計画の構成

こうした基調のもと、文化的景観保存計画を策定している。第Ⅰ部においては保存計画策定に係る調査報告であり、現代社会における棚田景観、自然、歴史、土木の4つの視点からそれぞれ報告する。第Ⅱ部は保存計画の本文である。第1章は文化的景観の現状と計画策定の経緯、第2章では区域設定と特性、代表的な構成要素について一覧で示している。第3章以降は、中核となる文化的景観の特性を踏まえ、今後の保全、整備、活用の在り方を提起した内容となっている。

第2節 山都町の概要

1. 地理的環境

九州島のほぼ中央部に位置する阿蘇山は、約27～9万年前の4回にわたる大規模な火砕流噴火により世界最大の阿蘇カルデラを形成している。カルデラの四方は外輪山が聳え、その裾野はススキ草原を中心とした準高原地帯であり、阿蘇火砕流堆積物に帯水する良質な地下水によって豊かな水資源にも恵まれている。

平成17年2月11日に旧矢部町、旧清和村、旧蘇陽町が合併して誕生した山都町は阿蘇南外輪山のほぼ全域を占め、東は宮崎県に接し、南は九州脊梁山脈の一部に及んでいる。その町域は東西約33km、南北約27kmで、面積は約544.83km²である。このうち約70%以上が山林、原野であり、耕地が約16%、宅地は約1%程度に過ぎない。町域は緑川を境に、右岸の南外輪山の準高原地帯と左岸の九州脊梁山脈へ連なる山岳地帯に区分できる。右岸の準高原地帯は、外輪山を水源とする小河川の侵食によって形成された大小多数の谷と火砕流台地を中心とする地勢で、町内いずれの小河川はすべて一級河川である緑川ないし五ヶ瀬川に合流する。地質は大部分が火砕流堆積物で浸食作用に弱いいため峡谷ができやすく、紅葉の美しい景勝地として著名な蘇陽峡、緑仙峡、内大臣峡などがあり、五老ヶ滝、鵜の子滝、聖滝などの美しい滝も多く存在する。緑川右岸は小河川や湧水点の多い小規模な開析谷が多く、現代的な大規模灌漑施設が存在しない時代において、水田耕作の条件に恵まれた地であり、棚田をはじめとする豊かな農村景観が各所でみられる。

緑川左岸は急峻な山岳地帯で、緑川を境に急激に標高が上がる。国見岳を頂点として西から目丸山、京丈

山、天主山、高岳、三方山、向坂山、黒峰と続き、一部は九州中央山地国定公園に指定されている。この一帯は原生林も一部で残り、天然記念物であるカモシカも多数生息するなど、豊かな自然環境が数多く残されている。

2. 歴史的環境

【古代以前】 山都町の歴史は、約 25,000 年前の旧石器時代にさかのぼる。縄文時代においては、分布調査の進捗度合もあって詳細に論ずることは難しいものの、遺跡のあり方は阿蘇地域と同様に外輪山高所は狩猟滞在型、山麓に拠点集落といった様相が想定される。また出土土器の在り方から熊本平野から山都町域を経て東九州に至るルートが存在を伺うことができ、この時期には既に近世期の日向往還の原型が形成されていたと推測される。数十年来の調査研究の成果から、縄文時代における植物栽培は前期に遡ることが確実視されている。近年西日本では、後期における稲の栽培事例も確認され、晩期後半には北九州沿岸一帯でも、水稻耕作が導入されたことも明らかとなっている。矢部地区男成遺跡では、縄文時代晩期中頃に比定される黒川式土器が出土しており、他地域の諸事例からして、焼畑による陸稲などの栽培が行われていた可能性は高いと思われる。

弥生時代は水稻耕作が余剰生産をもたらし、社会に革新的な変化が生じた時代であるが、山都町域を含む阿蘇郡一帯では前期から中期前半に属する遺跡は少ない。このことは山間部を中心とする縄文的生活を維持した集団と平野部を中心とする水稻耕作を行う弥生的集団との二分化が生じた現象と解釈されている(甲元、島津ほか 1983)。後期の代表的な遺跡である蘇陽地区所在の高畑赤立遺跡は、植物種子同定の結果イネ、アズキが確認されており(大坪、高宮 2004)、町内において遡り得る農耕の最古事例である。当遺跡の様相は、稲作を行いつつも付近に産する石材を利用して磨製石器を製作しており、住居が環状に配置されるなど、依然として縄文的な生活要素を色濃くしている。この弥生時代という時期は、稲作に代表される先進文化を 수용しつつも、山間部での営みに生活基盤を置くという山都町が持つ独特の風土が萌芽する時期といえる。

【古代から中世】 律令体制が整備され中央集権国家が成立すると、班田収受に伴う条里地割の整備が全国規模で実施される。阿蘇谷一帯では条里遺構が確認されるが、山都町域においては湧水や小河川の利用しやすい小規模な開析谷や緑川の支流河川沿いを中心に、開発が進められたと考えられる。

10 世紀に源順が編纂した『和名抄』によれば、蘇陽地区全域と清和地区小峰一帯までが阿蘇郡知保郷に属し、それより以西の地域には益城郡宅部郷が置かれていたとされる。阿蘇神社の神主であった阿蘇氏は承暦 2 年(1077)、寛弘 8 年(1011)「肥後阿蘇郡四境注文」(『大日本古文書 阿蘇文書』)に基づいて阿蘇郡一帯を阿蘇社の神領とすることに成功する。宅部郷においても、各地域で阿蘇神関連社を創立することで阿蘇神社本社＝阿蘇氏との関係を確立し、それを背景として国司の介入を防ぎ、地域の利権を確保していったと思われる。そのことは、町内に所在する阿蘇神関連社の創立年代にも反映されていると推測される。各社伝等を根拠に創立年代を整理すると、奈良時代から鎌倉時代後半まで概ね 4 つ画期が認められる。また時代が下るにつれ、旧阿蘇郡界から主要河川に沿って阿蘇神関連社が増加していく傾向にある。山都町内における水田開発は、これら阿蘇氏との結びつきを深めることで、さらに進展していったと考えられる。

12 世紀には山都町の地域性を垣間見る史料も伺え、天養元年(1144)の「高野山文書」中の「肥後国司解写」(『平安遺文』4719 号)には「野部山」という地名と朝廷に甘葛を献上していたことが知られている。甘葛は甘味料として珍重された産物であり、当時の支配層のいわば嗜好品を献上しうる地域として、それなりの位置付けがなされていたものと推測される。

元弘 3 年(1333)に「後醍醐天皇綸旨」(『大日本古文書 阿蘇文書』)によって承暦国宣に基づく阿蘇郡一

円と有力三末社の支配権を恩賞として与えられた阿蘇氏は、古代以来の荘園制における本家、領家、預所といった上級地位を否定しうる完全支配権を得た。しかし南北朝の動乱は阿蘇氏にも内紛を生じさせ、大宮司職も北朝側の坂梨孫熊丸と南朝側の阿蘇惟時が並立する事態となり、北朝大宮司は南郷谷、南朝大宮司は益城郡一帯を根拠として対立した（阿蘇品 1977、1999）。矢部地区が阿蘇氏の支配下に入ったのは延元2・建武4年（1337）以降であることが（『平安遺文』4719号）や「恵良惟澄軍忠状」（『大日本古文書 阿蘇文書』）から推測できる（阿蘇品 1977）。1341年（興国2）には南郷城で坂梨孫熊丸は敗死するが、旗幟を鮮明にせず、領土を保全する立場の大宮司惟時と新たに征西府によって大宮司に補任される恵良惟澄との対立が激化していく。

この頃の正平9年（1354）に記された「肥後矢部郷村注文」（『大日本古文書 阿蘇文書』）は、山都町域の生産高を示唆する史料として重要である。この史料に記されている村名は近世のそれと大差なく、白糸台地の集落名も確認できる。数値は貫高で示しているものの、郷内の合計で約800貫となっており、阿蘇郡内の南郷谷と比較して大きいことは注目される。南郷谷を含めた阿蘇カルデラ内部の地域は、土壌が火山灰によって強い酸性を帯び、灌漑も水田開発には不向きな地勢である。沖積平野における開発が本格化していないこの時期、阿蘇氏にとって水田耕作に利用する水が確保しやすい地勢と、縄文時代以来の豊かな山を背景とした生産力をもつ南外輪山の地域は、非常に魅力的に写ったと推測される。

南北朝期以来の阿蘇氏の内紛は15世紀末まで継続する。この間、文献史料から確実に大宮司が浜町周辺に依拠したことが伺いえるのは15世紀後半頃である。大宮司館の伝承があった浜町所在の「浜の館」は1973年から2次に亘る調査によって、檜皮葺礎石建物が確認されたほか、庭園遺構から白磁置物や三彩鳥型水注、青磁盒子、黄金延板等の宝物21点が出土した（1984年国指定重要文化財に指定）。

浜町周辺が阿蘇氏の本拠地として選ばれた背景には、中山間地特有の生産力のみならず、日向往還の原型となる東西ルートと阿蘇谷から南郷谷を経由して浜町、白糸台地の南を流れる緑川に至る南北ルートが交差する要地であったことにほかならない。浜町一帯は北に阿蘇郡、緑川を媒介として甲佐社領並びに郡浦社領の中間に位置し、阿蘇氏の勢力圏内のいずれにも短期間で進出可能な場所であったといえる。白糸台地の南端に位置する津留地区の津留ヶ淵には、近代に至るまで熊本南郊の川尻の間を上下する水運の船荷を検査する「勘場」が設けられており、阿蘇社領の有力拠点である甲佐社領に直結するだけでなく有明海に出ることも可能な緑川水運の最上流に位置する。こうした地理的要件を背景として、白糸台地の政治的重要性も阿蘇氏が浜町一帯に本拠を移した段階で、飛躍的に高まったといえる。

文明17年（1485）の馬門原合戦において、北朝系の惟憲方が勝利し、阿蘇氏の内紛はようやく収束するものの、次代には菊池氏の養子に迎えられた惟長系と惟豊系の新たな対立が生じ、天文年間まで継続する。天正年間になると島津氏の圧迫を受け、天正13年（1585）にはその軍門に下り、山都町域における阿蘇氏の支配は終焉を迎える。

（西 慶喜）

【参考文献】

- ・阿蘇品保夫「文献上からみた阿蘇大宮司館」『濱ノ館』熊本県文化財報告書 第21集 熊本県教育委員会 1977
- ・熊本県教育委員会『濱ノ館』熊本県文化財調査報告書 第21集 1977
- ・甲元真之「海と山と里の文化」『えとのす』第22号 新日本教育図書 1983
- ・島津義昭「阿蘇の先史時代」『えとのす』第22号 新日本教育図書 1983
- ・矢部町史編さん委員会『矢部町史』1983
- ・阿蘇品保夫『阿蘇社と大宮司』一の宮町史編纂委員会 1999
- ・『蘇陽町誌 通史編』（蘇陽町誌編纂委員会、1996年）
- ・大坪志子・高宮広土「熊本県赤立遺跡の植物種子」『先史・古代九州出土植物遺存体に関する実証的研究』先史・古代東アジア出土の植物遺存体(2) 熊本大学文学部 2004
- ・熊本大学・熊本県立美術館『阿蘇家文書修復記念 阿蘇の文化遺産』2006

【近 世】 天正 16 年（1588）、佐々成政にかわって宇土・益城・八代三郡を与えられた小西行長は、愛藤寺城に結城弥平次を城代として配置した。「郷党歴代拾穂記」（男成文書）によれば、当初岩尾城に入ったのち愛藤寺城に移ったとされている。結城は小西同様熱心なキリシタン信者であり、郷内の主要な神社仏閣を破却した上、城内に伝導所を設けて布教を行ったと伝わる。この結果、郷内にキリシタン信者が増大した。

慶長 5 年（1600）に起こった関ヶ原の戦によって西軍が敗れると、小西領は没収され東軍方に属していた加藤清正に与えられた。清正は白川の石堰や灌漑用水井手などの各種水利・土木工事を行って領内整備に努め、諸街道・往還筋などの交通路も整えた。御船を経て、浜町、馬見原を通り日向延岡に到る日向往還もこの内に含まれている。結城弥平次が去った矢部城の城代には長尾豊前守善政が入り、郷内の統治にあたった。しかし慶長 17 年（1612）、加藤忠広が父清正の遺領を相続するに際して幕府から掟書が通達され、宇土・水俣・矢部の 3 城破却が令された（『熊本藩年表稿』）。この掟書の中で記されている矢部の城は、2007 年度に慶長期の築造と推測される石垣が確認されたことや、加藤氏が肥後入国後に作成し、幕府に提出した慶長国絵図（永青文庫蔵）からして、愛藤寺城と考えてほぼ間違いないと思われる。矢部城が破却されると、同地にいた井手玄蕃允政次は宮原（後の浜町）へと移住し、翌年には大庄屋に任命された。同時に城下に居住していた商人も浜町へと移りはじめ、浜町の「町」形成の契機となっている。日向国との境目の城として軍事拠点的性格を持っていた矢部城がその役目を終えた時点で、城付士分などに消費の大部分を頼っていた城下町も機能低下したことなどからこの動きは起こったものだろう。これは町場を形成するだけの面積確保や、一般の往来があり、輸送路としても機能する日向往還への接近を求めて宮原での町立てが行われたとも考えられる（木島孝之 2001）。

寛永 9 年（1632）に加藤家が改易されると、豊前小倉を治めていた細川忠利が新領主として肥後へ入国した。細川氏は加藤時代の統治方法を基礎的な部分では継承しつつも、次第に新たな領国統治体制を構築し、移行していく。加藤氏が敷いた郷組制に代わって地方行政の制度として手永制度を採用し、郡と各村を結ぶ中間的行政単位として数村から数十ヵ村を「手永」と設定した。年代により多少の異同があるものの、同制度によって全 14 郡 52 手永が設置されるに至った。矢部手永はこの中で最も多くの村数を含んでおり、その数は 75 ヵ村にも及んでいる。加藤統治期における郷組制の下、各組には大庄屋が置かれていたが、これを惣庄屋と改めて手永の長とした。手永の石高や竈数、人口、牛馬数などの基本情報を収載した「手鑑」（布田家文書）によると、高 1 万 9236 石 7 斗 2 升 6 合 2 勺 2 才が矢部手永の表高であったとみられる。各手永には会所が設置され、惣庄屋以下会所役人が詰めて手永域の統治にあたった。

隣村に手永会所を置いた浜町は矢部盆地の中心地・在町として諸物資集散、林業、酒造業などが盛んとなり、元禄 14 年（1701）には新町を建てるほどの規模に至っている。同地が町を形成するに際して日向往還及び緑川水運の存在が大きな意味を持っていた訳だが、近世期に入ると広域的な物資集散の手段としてその重要性はより一層高まったと思われる。こうした商業的發展を反映したものか、天和 3 年（1683）には浜町浪人の伴弥一右衛門が現米 300 石を藩に献納しており、後に制度化される寸志の初見を為した。また、加藤時代に整備された日向往還は近世期において交通路及び諸産物の輸送路として発展したが、国境に所在する馬見原は宿場町として、隣領（延岡や高千穂・竹田）との諸物資取引の場として栄え、天和元年（1681）には在町として公認されるに至っている。

矢部手永では 17C 後半から 18C 半ばにかけて騒動が相次いでいる。延宝 2 年（1674）、仏原村において結城半太夫・十太夫兄弟が中心となって周辺の農民を組織している様子が探知され、惣庄屋矢部兵右衛門政夷によって鎮圧された（男成文書）。騒動首謀者の結城兄弟が元矢部城城代であった結城弥平次の一族であることから、キリシタンとの関連も疑われて厳しい詮議が行われた結果、13 名が斬首となった。これ以前にも長

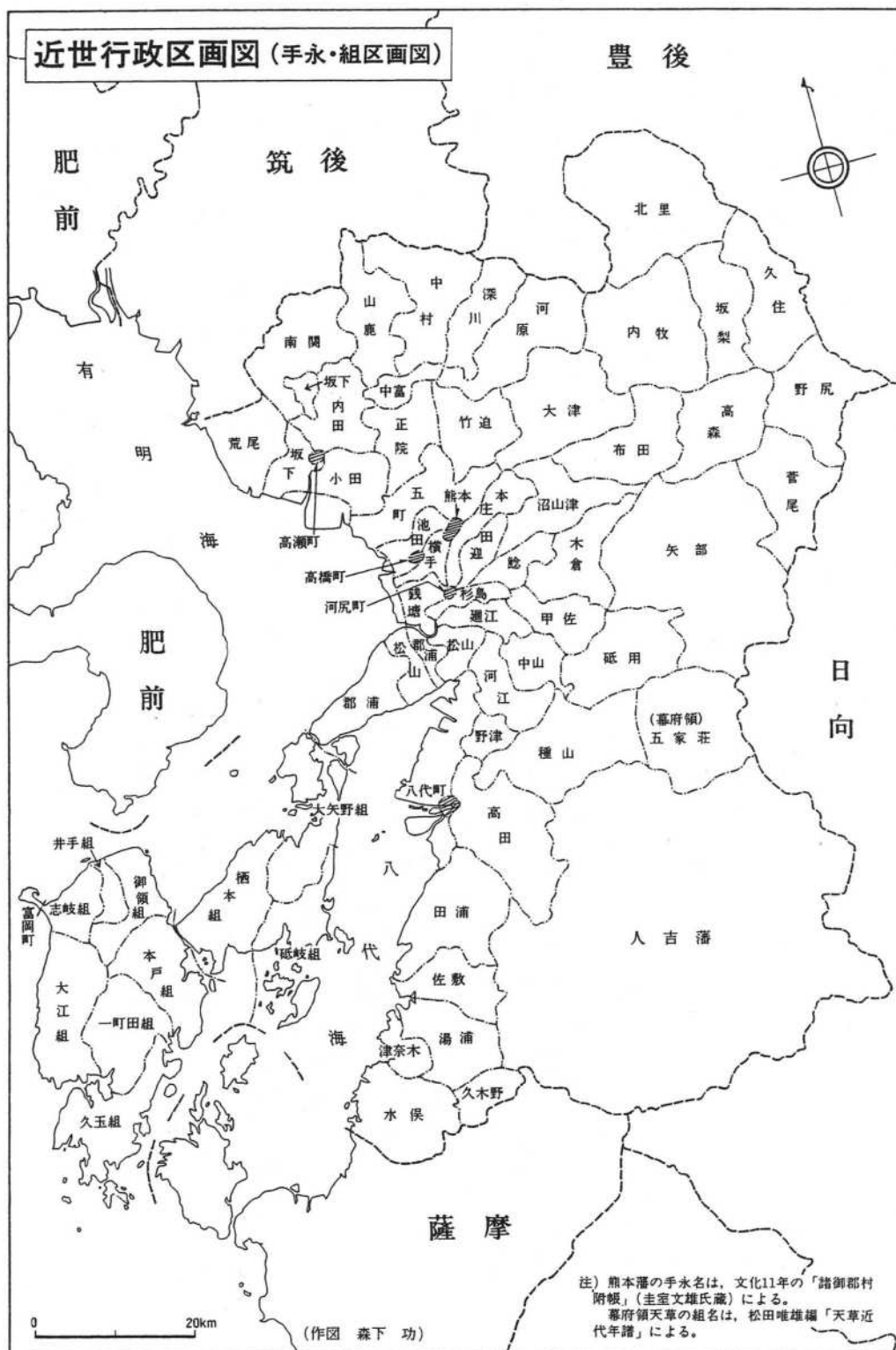


図 (Fig)0-1 細川時代の手永配置 稲葉継陽『日本中世・近世史における地域社会論』の射程』より

田村や宮原町(浜町)の者がキリシタンとして処刑・捕縛されており、同地では小西時代の影響が相当程度残存していたものと見られる。また藩財政の窮迫、享保年間の飢饉を背景として肥後藩は銀札の発行を行ったが、正貨準備無しの不換紙幣であったため信用低下、物価上昇につながった。延享3年(1746)3度目の銀札発行に際して浜町で騒動が起り、領内へ波及するという事態に及んでいる。さらに同手永では庄屋集団による代官排斥運動も数度に亘って起こっている。矢部手永で起ったこうした動きは隣接する日向、豊後地

域での農民一揆の影響などが考えられるが、それと同時に手永内での団結性・集団性が高かったとも想定できる。藩はこの動向を考慮したものか、正徳4年(1714)～享保17年(1732)と宝暦2年(1752)～同8年(1758)の2度に亘って矢部、中島の2手永に分割しているが、結局は宝暦8年以降矢部手永に一本化されている。

加藤家統治期から主に新田開発を目的として各河川の改修や井手筋の設置などが行われていたが、18C後半頃から領内では在地主導による各種新地開発や土木工事が盛んになる。この動向は矢部手永においても同様である。同手永の御山支配役木原才次は林業開発に努め、明和～享和年間にかけて目丸方面への杉・桧植樹や大矢山への植樹を100万株規模で行った。そして通潤用水事業を行った布田保之助は同事業のほかに道の設置・修復160ヶ所余、目鑑橋設置14、井手数23と数多くの工事を行っている。現在も郷内一帯に広がる水田の面積は17C頃から広がりはじめたと思われるが、こうした土木工事によって山の保水力強化や水利面での改善が進んだ結果、19Cには開発のピークを迎えたものと考えられる。

【近代以降】 時代が維新変革を迎えると、熊本藩(明治2年改称)においても明治3年(1870)に藩政改革が実行された。これによって近世期に施行されていた手永制及び惣庄屋制は廃止され、郷村制に移行するなど従来の在地行政制度が大きく改まった。翌明治4年(1871)には廃藩置県が行われ、熊本藩は熊本県と改められた。同時に大区小区制が施行され矢部郷は第13大区となり、その下に20の小区が設置された。設置された各小区は現代の区割りの原点ともなっている。

明治10年(1877)に起った西南戦争の際、熊本方面での戦況が不利となった薩軍が矢部浜町に本営を移している。西郷隆盛以下数千人の兵が集まり、酒造家備前屋(現通潤酒造)を本営とした。ここで開かれた軍議によって「3州(薩摩・大隈・日向)盤踞策」が決定され、薩軍は人吉へと退却している。この薩軍の通過によって大人数の兵士・人夫が矢部に入り混乱したほか、同郷内の数ヶ所に台場が築かれた。後に矢部へと入った官軍側によっても同様に台場が築かれている。馬見原町で同戦争を直接体験した八田薫次の記録によれば薩軍及び薩軍方諸隊が馬見原を通行したほか、これを追う官軍も同地に滞留した。薩軍方は混乱に乗じて焼き払いや殺害などを脅迫して住民に金品を強要したほか、人夫の徴発など人的・経済的被害を現山都町域にももたらしている。また、馬見原町上の鏡山・荻原口では薩・官両軍による戦闘が行われており、70名余の死傷者を出している。

明治11年(1878)、大区小区制は廃止され、「郡区町村編成法」が制定されたが、さらに明治22年(1889)市制町村制が制定された。これによって現在の山都町域にあたる11町村が発足している(上益城郡浜町村・白糸村・下矢部村・御岳村・中島村・名連石川村、阿蘇郡馬見原町・菅尾村・柏村・小峰村)。昭和30年(1955)・同31年(1956)にかけてそれぞれ矢部町、清和村、蘇陽町が発足し、平成17年(2005)にこれらが対等合併して現在の山都町が発足した。

(木山 貴満)

【参考文献】

- ・森山恒雄「加藤清正の土木と治水」『月刊建設』1991.6』
- ・『熊本藩年表稿』(細川藩政史研究会、1974年)
- ・木島孝之『城郭の縄張り構造と大名権力』(九州大学出版会、2001年)
- ・荒木陽海『山の記録 矢部』(三章文庫、1998年)
- ・『矢部町史』(矢部町史編纂委員会、1983年)
- ・『蘇陽町誌 通史編』(蘇陽町誌編纂委員会、1996年)